

誰にもやさしい地域づくりを目指して みんなで防ごう！ 高齢者虐待



高齢者虐待とは

高齢者（65歳以上）への虐待を指し、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（高齢者虐待防止法）」では、家族など養護者または養介護施設従事者などによる下記のような行為を「高齢者虐待」と定義しています。

虐待をしている当事者は、自分が虐待をしているという自覚がないことが多く、高齢者のためにも思っていることが、虐待につながっている場合もあります。

高齢者の介護は想像以上に負担が大きく、一生懸命に取り組むあまり心身ともに疲れきり、追いつめられることで、虐待が発生してしまうことがあります。

※養護者とは
実際に高齢者を養護する方で、世話をしている家族や親族、同居人などをいいます。

通報の義務があります

市民の皆さんが高齢者虐待を発見した場合、速やかに市へ通報することが義務付けられています。

通報者の個人情報守秘義務により守られます。事態が深刻にならない

設などから報告を受け、立入検査などの事実確認を行い、北海道へ報告します。

留萌市の取り組み

市は、平成18年4月に「高齢者虐待防止法」が施行されたことを受けて、相談窓口として地域包括支援センターを中心に関係機関とともに対応してきました。平成20年度には、より専門的・多角的な対応を進めるため、「留萌市高齢者虐待防止ネットワーク会議」を設立し、高齢者虐

待の早期発見、対応策、関係機関との連携や支援活動を行っています。このたび、地域包括支援センターが中心となり、高齢者虐待の未然防止や早期発見、通報などを受けた際に迅速に対応するため、「留萌市高齢者虐待防止対応マニュアル」を作成しました。
マニュアルは市・ホームページ（<http://www.e-rumoi.jp/>）からダウンロードできますので、虐待を認めない社会づくりのために、ぜひお役立てください。

高齢者虐待を未然に防ぐために

高齢者虐待は家庭内という密室で行われることが多く、周りからは発見しにくいものです。

その要因として、虐待されている高齢者が家族をかばったり、虐待者自身が自らの行為を虐待と認識していなかったり、外部への相談をためらったり、あるいは相談窓口を知らないことなどが考えられます。

下記のポイントを参考にし、日頃から高齢者や家族（介護者）の発するサインを見逃さないように、皆さんで見守り、地域全体で虐待を防ぐことが大切です。

日常的な声かけ

日常的にあいさつを交わしましょう。また、元気がなさそうな時は、率先して声をかけましょう。

見守り

夜になっても部屋の明かりがつかない、最近姿を見ないなど、家庭に不審な様子がないか見守りましょう。

相談をすすめる

介護に負担を感じている人がいたら、労をねぎらい、地域包括支援センターなどへの相談をすすめましょう。

家族での話し合い

介護保険などのサービスを上手に利用し、無理をせず、介護を抱え込まない方法を家族で話し合いましょう。

高齢者の総合相談窓口

留萌市地域包括支援センター

（留萌市保健福祉センターは一とふる内）

留萌市五十嵐町1丁目1番10号 ☎49-2558（月曜日～金曜日 8:50～17:20）
※国民の祝日・年末年始を除く

◇夜間・休日は☎42-1801 までご連絡ください。市役所警備室につながりますので「緊急で相談がある」と伝えてください。

こんなことが 高齢者虐待 にあたります

身体的虐待

- ◆平手打ちをする、つねる、殴る、蹴る、無理やり食事を口に入れる、やけど、打撲させる。
- ◆ベッドに縛り付けたり、意図的に薬を過剰に服用させる、身体拘束、抑制する、など。

心理的虐待

- ◆排せつの失敗をあざ笑ったり、それを人前で話すなどにより恥をかかせる。
- ◆怒鳴る、ののしる、悪口をいう。
- ◆侮辱を込めて子どものように扱う、など。

介護・世話の放棄・放任（ネグレクト）

- ◆入浴させていないため異臭がする、髪が伸び放題だったり、皮膚が汚れている。
- ◆水分や食事を十分に与えられていないことで空腹状態が長時間続いたり、脱水症状や栄養失調の状態にある。
- ◆室内にごみを放置するなど、劣悪な住環境の中で生活させる。
- ◆高齢者本人が必要とする介護・医療サービスを、理由なく制限したり使わせない、など。

性的虐待

- ◆排せつの失敗に対して懲罰的に下半身を裸にして放置する。
- ◆キス、性器への接触、性行為を強要する、など。

経済的虐待

- ◆日常生活に必要な金銭を渡さない、使わせない。
- ◆本人の自宅や財産などを無断で売却する。
- ◆年金や預貯金を本人の意思や利益に反して使用する、など。